

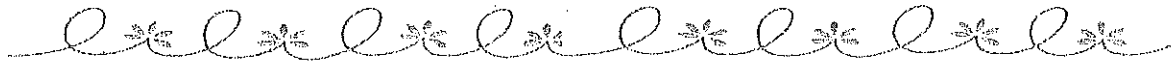
平成24年度

高齢者の健康・福祉サービス ガイドブック

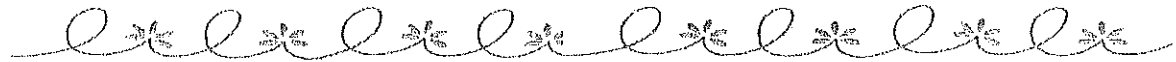


平成24年7月

亀岡市健康福祉部
高齢福祉課・健康増進課



亀岡市では、自治会や地区社会福祉協議会が取り込まれる高齢者の見守り活動を支援するとともに、在宅生活を継続するうえで援助が必要な高齢者を対象に福祉サービスを実施しています。様々な在宅サービスや介護予防事業により、できる限り住み慣れた地域で元気に生活していただけるよう支援します。



【セーフコミュニティ高齢者見守り支援】

一人暮らしの高齢者や高齢者のみでお住まいの皆さんが、在宅で安心して暮らせるよう、地域の「ふれあい見守り推進員」が、定期的な見守りや声かけ活動を行う取り組みです。

○「見守り・声かけ」を希望する人は

- ・お住まいの地域にある活動団体(自治会・地区社会福祉協議会)へお問い合わせください。
- ・原則として費用の自己負担はありません。

〔要件〕

- ・事業を実施する活動団体の区域内に居住する高齢者
- ・原則として75歳以上の一人暮らしまたは高齢者世帯の人
- ・見守り・支援が必要と活動団体が認めた人

○この事業の利用にあたっては

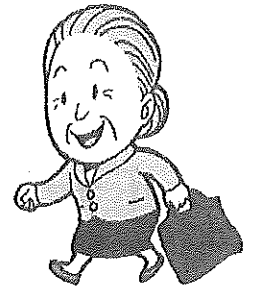
- ・個人のプライバシーは保護されるとともに、高齢者ご本人やご家族の意思も尊重されます。「ふれあい見守り推進員」は、新聞や郵便物がたまっていないか等日々のさりげない見守りと、月に1回程度声かけのために訪問します。

※ お住まいの地域の活動団体により実施内容が異なる場合もあります。

※ 「高齢者見守り支援事業」による見守り支援が未実施の地域もあります。



亀岡市セーフコミュニティ
 高齢者見守り支援事業
 (自治組織を活用したイメージ)



地域の高齢者

一人暮らし高齢者
 高齢者のみ世帯

見守りが必要な
 75歳以上の高齢者

週1回程度のさりげない見守り
 ・広報紙の配布時などに新聞受けに新聞や郵便物が溜まっていないかを確認

月1回程度のあいさつ・声かけ
 ・町内会費など集金時に訪問して生活状況に変化がないか確認



必要に応じて高齢者を支援

地域見守り協力機関

- ・地域包括支援センター
- ・民生委員児童委員協議会
- ・地域の事業者等

登録申請

区長さん、町内会長さん、組長さん

- ・週1回程度のさりげない見守り
- ・月1回程度のあいさつ・声かけ

高齢者が必要とする支援につなげる

報告・情報交換

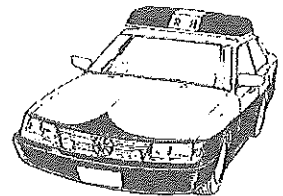
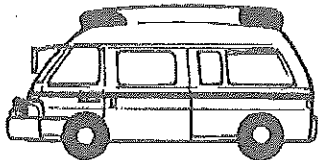
緊急時連絡

〇〇町自治会・地区社会福祉協議会
 (協力: 民生委員、消防団、自主防災会ほか)

緊急時通報

緊急時通報

市役所・消防署・警察署





亀岡市高齢者福祉サービス 目次

家族介護者支援

- ① 在宅高齢者介護激励金の支給 1
- ② 家族介護者慰労金の支給 1
- ③ 介護用品の支給 2
- ④ 徘徊（はいかい）高齢者家族介護者安心事業 2
- ⑤ 介護者リフレッシュ事業 2

高齢者の自立生活支援

- ⑥ 生活援助事業利用助成金の交付 3
- ⑦ 緊急通報装置の設置 3
- ⑧ 寝具洗濯乾燥消毒サービス 4
- ⑨ 配食サービス 4
- ⑩ 福祉電話の設置 4
- ⑪ 安心長寿の福祉助成金の交付 5
- ⑫ 高齢者自立支援住宅改修費助成金の交付 5

生きがいと健康づくり

- ⑬ 生きがい活動支援通所事業 6
- ⑭ マッサージサービス 6
- ⑮ シルバー人材センター 6

介護予防事業

- 筋力向上トレーニング教室 7
- 脳いきいき活動教室 7
- 来人（らいと）活動教室 7
- ぼちぼち活動教室 8
- のびのび活動教室 8

保健センターの事業

- かめおかヘルスキャンパス 9
- 健康相談 9
- ウォーキング教室 9
- 出前健康講座 9
- 結核・肺がん検診 10

※それぞれ支給要件などがありますので、お気軽にお問い合わせください。



【家族介護者支援】

高齢者係 電話25-5032

①在宅高齢者介護激励金の支給

在宅で高齢者を介護している人に、介護者激励金を支給します。

対象者の要件 【全てを満たすこと】	①亀岡市内に住所を有する65歳以上の高齢者及び介護者で、共に住民税非課税世帯の人 ②高齢者が、介護保険の要介護3、4又は5の認定を受けていること ③高齢者が、基準日に介護保険施設その他の社会福祉施設に入所していないこと。又は、病院等に通算して3ヶ月を超えて入院もしくは入所していないこと ④介護者は、高齢者と同居もしくは常時介護している配偶者又は3親等内の親族など ⑤当該年度に家族介護者慰労金の支給を受けた人を除く
基準日	毎年度 7月1日又は2月1日
申請期間	平成24年7月1日～15日、平成25年2月1日～15日 (閉庁日を除く)
支給金額など	3万円 ※主たる介護者1人に当該年度1回限り支給

②家族介護者慰労金の支給

在宅で高齢者を介護している人で、1年間介護保険サービスを利用していない場合に、家族介護者慰労金を支給します。

対象者の要件 【全てを満たすこと】	① 亀岡市内に住所を有する65歳以上の高齢者(介護保険の第2号被保険者を含む)及び介護者で、共に住民税非課税世帯の人 ② 高齢者が、介護保険の要介護4又は5の認定を受けていること ③ 介護保険の認定後、1年間介護保険のサービス(1週間程度のショートステイの利用を除く)を利用しないで高齢者を在宅で介護していること ④ 高齢者が、病院その他の社会福祉施設等に通算して3ヶ月を超えて入院もしくは入所していないこと ⑤ 介護者は、高齢者と同居もしくは常時介護している配偶者又は3親等内の親族など ⑥ 当該年度に支給を受けた人を除く
申請期間	4月1日～3月31日(閉庁日を除く)
支給金額など	10万円 ※主たる介護者一人に当該年度1回限り支給 ※激励金を受けている場合はその差額を支給

③介護用品の支給

在宅で、高齢者を介護している家族の経済的な負担を軽減するため、介護用品（紙おむつ・尿とりパットなど）を支給します。

対象者の要件 【全てを満たすこと】	① 亀岡市内に住所を有し、介護保険の要介護4又は5の認定を受けている65歳以上の在宅高齢者（要介護高齢者）及び介護者で、共に住民税非課税世帯に属する人 ② 介護者は、要介護高齢者と同居もしくは常時介護している配偶者及び3親等内の親族
支給内容	月額6,250円を限度として介護用品を指定業者が宅配します 限度額を超えた分は利用者の負担となります
指定業者	*（有）青木商事 *（有）ケアハッピー *八千代ケアサポート（株） *ソーケンメディカル（株） *安心ライフ（株） *（株）ニチイ学館（アイリスケアセンター亀岡）

④徘徊(ほいかい)高齢者家族介護者安心事業

認知症の高齢者が徘徊した場合に、安全確保と介護者の負担が軽減できるように、小型電波発信装置を利用した検索システムの経費を助成します。

対象者の要件	亀岡市内に住所を有し在宅で生活している65歳以上の常時徘徊が見られる認知症の高齢者
支援内容	徘徊高齢者に居場所確認専用端末機を貸与し、所在を確認する
利用者の負担額	無料（下記の機器維持費などは利用者の負担となります） リース料 1月あたり525円 検索料 1回あたり210円（24時間対応） 現場急行料金 1回1時間あたり10,500円

⑤介護者リフレッシュ事業 いきいき支援係 電話25-5127

在宅で、ねたきり高齢者等を介護している人が、一時的に介護から離れて心身のリフレッシュや介護者同士の交流をしていただける機会を提供します。

対象者の要件	亀岡市内に住所を有し、要介護（要支援）状態や認知症の高齢者を介護している人
事業内容	講演、介護者交流会など（年1回実施予定）
利用者の負担額	食事代等の実費は利用者の負担となります
その他	開催日時などは「キラリ亀岡おしらせ」に掲載します

【高齢者の自立生活支援】

高齢者係 電話25-5032


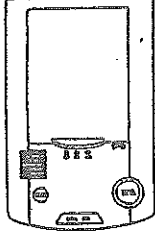

⑥生活援助事業利用助成金の交付

骨折や退院直後などで、一時的に日常動作が困難な状態にある人が、亀岡市社会福祉協議会の「くらしのサポートサービス」を利用された場合に、利用料の2分の1を助成します。

対象者の要件 【全てを満たすこと】	① 亀岡市内に住所を有し、在宅で生活している66歳以上の一人暮らし高齢者 ② 骨折や退院直後などで、一時的に日常動作が困難な状態の人 ③ 介護保険の要支援・要介護認定を受けていない人 ④ くらしのサポートサービス（家事援助・1時間700円）を利用した人
助成金額	利用料に対する2分の1の額
利用時間など	1週間に3時間以内（利用期間は6ヵ月以内）

⑦緊急通報装置の設置

急病や災害などによる緊急事態に対する不安を解消し、すばやく適切な対応が行えるように、緊急通報装置を設置します。

対象者の要件 【全てを満たすこと】	① 亀岡市内に住所を有し、在宅で生活している66歳以上の一人暮らし高齢者 ② 扶養義務者による安否確認が常時できない人 ③ 電話（アナログ回線）回線を所有している人 ④ 機器を設置するため、家屋の所有者の同意が必要となります ⑤ 緊急時の対応を行うため鍵（2個）を預かります
利用者の負担額	無料（通話料は利用者の負担となります）
設置する主な機器等の内容	本体（コントローラー）、ペンダント型の緊急ボタン、屋外のフラッシュライト、センサー（熱・煙）、赤外線センサーなど <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center; margin-top: 10px;"> <div style="text-align: center;">  <p>●マイドクター ペンダント型の緊急ボタン。 屋内専用です。</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>●コントローラー システムの中核機器。</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <p>フラッシュライト 異常発生時に点滅し、安全のプロが対応する際の目印と成ります。</p>  </div> </div>

⑧寝具洗濯乾燥消毒サービス

ねたきり状態や尿失禁などで衛生管理が困難な人の寝具（普通サイズの上・下1組）の洗濯・乾燥・消毒処理を行います。

対象者の要件 【全てを満たすこと】	① 亀岡市内に住所を有し、在宅で生活している66歳以上の一人暮らし高齢者又は高齢者世帯 ② 介護保険の要支援・要介護認定を受けている人 ③ ねたきり状態や尿失禁などで衛生管理が困難な人
利用者の負担額	乾燥・消毒・・・1回あたり126円 洗濯・乾燥・消毒・・・1回あたり525円
利用回数	月1回以内（年12回以内）

⑨配食サービス

経済的な理由で栄養状態が悪化している人に、お弁当（昼食）を配達し栄養状態を改善します。

対象者の要件 【全てを満たすこと】	① 亀岡市内に住所を有し、在宅で生活している66歳以上の一人暮らし高齢者又は高齢者世帯 ② 経済的な理由で栄養状態が悪化している人
利用者の負担額	無料
利用回数など	1週間に6食以内（日曜日・祝日を除く。利用期間は3ヵ月以内）

⑩福祉電話の設置

緊急時の連絡手段や安否確認のために、電話をお持ちでない人に福祉電話を設置します。

対象者の要件 【全てを満たすこと】	66歳以上の重度身体障害者（身体障害者手帳1・2級）又はひとり暮らし高齢者等で以下に該当する人（同一居住区域内に扶養義務者がいる人を除く） ① 亀岡市内に住所を有し、在宅で生活している人 ② 住民税非課税世帯の人 ③ 安否の確認、日常生活に対する助言や相談、その他電話による連絡が必要と認められる人 ④ 電話を有しない人
利用者の負担額	無料（毎月300円を超える通話料は利用者の負担となります）
その他	設置台数には限りがあります。

⑪安心長寿の福祉助成金の交付

上・下水道料金の一部を助成します。(平成23年度から申請期間の延長と添付書類の簡略化をして従来よりも手続きを簡単にしました)

対象者の要件 【全てを満たすこと】	<ul style="list-style-type: none"> ①平成25年1月1日現在で亀岡市内に住所を有し、在宅で生活している66歳以上の一人暮らし高齢者 ②住民税非課税世帯の人 ③生活保護を受けていない人
申請期間	平成24年11月1日から平成24年12月28日まで (閉庁日を除く)
その他	<p>平成24年度第3期の上下水道料金納入通知書兼領収書または水道使用水量のお知らせ、印鑑、通帳など振込口座がわかる書類が必要です。</p> <p>※集合住宅等にお住まいで管理会社へ上下水道料金の支払いをされている人は領収書(前年度5・6期分及び当該年度の1期分から4期分)が必要です。</p>

⑫高齢者自立支援住宅改修費助成金の交付

在宅で生活している二次予防事業対象者等が安全に暮らし続けるため、住宅改修の費用を助成します。

対象者の要件 【全てを満たすこと】	<ul style="list-style-type: none"> ① 亀岡市内に住所を有し、在宅で生活している二次予防事業対象者等 ② 65歳以上で、要支援・要介護の認定を受けていない人 ③ 世帯の構成員全員の当該年度の介護保険料が市町村民税非課税で算定されている世帯 ④ 過去にこの補助金の交付を受けていない人
助成内容	<p>対象者が自己の居住用としている住宅に対して行う住宅改修工事</p> <p>*住宅改修工事の内容は介護保険制度の給付対象と同じです。</p> <p>補助対象工事費の3分の2以内の額で16万円を限度 (1,000円未満は切り捨て)</p>

【生きがいと健康づくり】

高齢者係 電話25-5032

⑬生きがい活動支援通所

自宅に閉じこもりがちな高齢者の生きがいや健康づくりの一環として、介護予防拠点施設等へ通所し、日常動作訓練や趣味、レクリエーションなどの機会を提供します。

対象者の要件 【全てを満たすこと】	① 亀岡市内に住所を有し、在宅で生活する65歳以上の高齢者 ② 介護保険の要支援・要介護認定を受けていない人 ③ 外出や交流機会の少ない人 ④ 他の者に感染させるおそれのある感染症疾患を有していない人 ⑤ 疾病等により医療機関に入院して治療を受ける必要のない人
利用者の負担額	無料（食事代などの実費相当分は利用者の負担となります）
利用回数	週1回（1回あたり4時間程度）
利用施設	* 亀岡市曾我部いこいの家（曾我部町穴太） * 亀岡市畑野健康ふれあいセンター（畑野町千ヶ畑） * ちとせさわやか健康センター（千歳町千歳） * 天川老人センター（禰田野町天川） * ナルク亀岡「丹の里」（篠町馬堀） * 亀岡病院（旅籠町） * 亀岡友愛園（本梅町平松）

⑭マッサージサービス

高齢者の健康増進の一環として、マッサージサービスを行います。

対象者の要件	65歳以上の高齢者
利用者の負担額	無料
実施回数	年16回（1回あたり18人）
実施場所	亀岡市総合福祉センター
その他	開催日時などは「キラリ亀岡おしらせ」に掲載します

⑮シルバー人材センター

自分の知識や経験を活かして臨時的かつ短期的な就業、又は軽易な業務を希望する人は、亀岡市シルバー人材センターへお問い合わせください。

問い合わせ：亀岡市シルバー人材センター 亀岡市安町釜ヶ前 80

（電話24-7423）

【介護予防事業】

いきいき支援係 電話25-5127

○筋力向上トレーニング教室

※要申込

簡単なストレッチ体操とトレーニング機器を用いた筋力アップトレーニング。

対象者の要件	① 足腰が弱ってきた人、動くのがしんどくなってきた人 ② おおむね65歳以上の人 ③ 介護保険の要支援・要介護認定を受けていない人
一部負担金	2,500円
実施日	毎週2回（月曜日・木曜日） ①5月開始 ②8月開始 ③11月開始 午前9時40分～11時40分 午後2時～4時
場 所	亀岡会館1階 いきいきルーム
申し込み	事前に申し込みが必要です

*身体の状況によっては、送迎を利用できる場合があります。

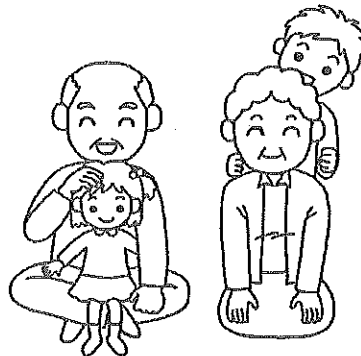
○脳いきいき活動教室

※要申込

いきいきとした生活のヒントを教室の中で見つけてみませんか。

対象者の要件	① 趣味や活動の場が減少した人 ② おおむね65歳以上の人 ③ 介護保険の要支援・要介護認定を受けていない人
一部負担金	2,500円（別途、材料費等は自己負担となります）
実施日	20回シリーズ ①4月開始 ②7月開始 ③10月開始 毎週水曜日 午後2時～4時（②のみ毎週金曜日）
場 所	亀岡会館1階 いきいきルーム
申し込み	事前に申し込みが必要です

*身体の状況によっては、送迎を利用できる場合があります。



らいと ○来入活動教室

※要申込

いきいきとした生活のヒントを教室の中で見つけてみませんか。

対象者の要件	① 趣味や活動の場が減少した人 ② 65歳以上の人 ③ 介護保険の要支援・要介護認定を受けていない人
一部負担金	2,500円（別途、材料費等は自己負担となります）
実施日	20回シリーズ ①5月開始 ②10月開始 毎週火曜日 午後1時～3時
場 所	ふれあいプラザ 世代間交流室（余部町）
申し込み	事前に申し込みが必要です

○ほちほち活動教室

※要申込

いきいきとした生活のヒントを教室の中で見つけてみませんか。

対象者の要件	① 趣味や活動の場が減少した人 ② 65歳以上の人 ③ 介護保険の要支援・要介護認定を受けていない人
一部負担金	2,500円（別途、材料費等は自己負担となります）
実施日	20回シリーズ ①5月開始 ②10月開始 毎週水曜日 午後1時～3時
場 所	亀岡あゆみホール（篠町）
申し込み	事前に申し込みが必要です

○のびのび活動教室

※要申込

元気で健やかで、いつも明るくのびのびと、活動的な人生を楽しもう。

対象者の要件	① 運動の機会を探している人 ② 65歳以上の人 ③ 介護保険の要支援・要介護認定を受けていない人
利用料	2,500円（別途、材料費等は自己負担となります）
実施日	20回シリーズ ①5月開始 ②10月開始 毎週水曜日 午後2時～4時
場 所	柿花診療所（蕨田野町）
申し込み	事前に申し込みが必要です

【保健センターの事業】 電話25-5004

○かめおかヘルスキャンパス

※要申込

心・体の健康・がん予防など、実践的に健康について幅広く学習する講座。

対象者の要件	市内に在住・在勤の人
利用料	無料
実施日	平成24年9月7日、10月31日、平成25年1月31日
申し込み	事前に申し込みが必要です

○健康相談

自分に合った健康づくりの方法を見つけましょう。

対象者の要件	① 血圧やコレステロールなど、生活習慣病が気になる人 ② 食事のポイント、運動について知りたい人 ③ 禁煙のコツや適正飲酒について知りたい人 ④ 物忘れ、足腰のおとろえが気になる人
利用料	無料
実施日	平成24年4月16日(月)、5月9日(水)、6月4日(月) 7月2日(月)、8月2日(木)、9月3日(月) 10月2日(火)、11月1日(木)、12月10日(月) 平成25年1月7日(月)、2月1日(金)、3月5日(火) 受付 午後1:30~2:30 (10/2のみ午前9:30~10:30)

○ウォーキング教室

※要申込

みんなで楽しく歩いてみましょう。

対象者の要件	① これからウォーキングを始める人・歩き方を学びたい人 ② みんなで楽しく歩きたい人
利用料	無料
実施日	3回シリーズ ①10月開始 ②2月開始
申し込み	事前に申し込みが必要です

○出前健康講座

※要申込

講師が地域に出向き健康講座を行います。

対象者の要件	10人以上のグループ ※1グループ年2回まで
利用料	無料
開催日時	月~金曜日 午前9時~午後4時(要相談) 1回1時間程度
場所	申し込みグループが用意
申し込み	開催希望日の1ヵ月前までに申し込みが必要です

○結核・肺がん検診

年に1回は、検診で胸のレントゲンを撮るようにしましょう。特に、結核患者さんの約7割が65歳以上です。必ず受けましょう。

理 由	①昔は結核菌を吸い込む機会が多かった。 ②結核菌はからだの中で何十年も眠っている。 ③高齢、糖尿病、胃切除、ステロイド治療、透析等で免疫力が低下するとからだの中の結核菌が目覚めます。
対象者の要件	市内に在住(15歳以上の人)
利 用 料	200円(65～69歳100円、70歳以上は無料)
実 施 日	日程表参照
申し込み	検診会場で当日受け付けます。胃がん・大腸がん検診については事前申し込みが7月17日までに必要です。

平成24年度 結核・肺がん・胃がん・大腸がん検診日程表

日 時		場 所	肺・結核	胃・大腸	
9 月	18日(火)	8:30～11:00	東つつじヶ丘ふれあいセンター	○	○
		13:30～14:30	保健センター	○	○
	19日(水)	8:30～11:00	保健センター	○	○
		13:30～14:30	東別院町ふれあいセンター	○	○
	20日(木)	8:30～11:15	かしのき(大井町)	○	○
		13:00～14:00		○	○
		15:00～16:00	第二亀岡園(藤田野町)	○	/
	21日(金)	8:30～11:15	南つつじヶ丘自治会	○	○
		13:00～14:15		○	○
	25日(火)	8:30～11:00	保健センター	○	○
		13:30～14:30	千歳町自治会	○	○
	26日(水)	8:30～11:00	保健センター	○	○
		13:30～14:30	旭コミュニティセンター	○	○
		15:30～16:00	ケアハウス朝野(北古世町)	○	/
	27日(木)	8:30～11:00	保健センター	○	○
		13:30～14:30	西別院生涯学習センター	○	○
	28日(金)	8:30～11:00	本梅町自治会	○	○
		13:30～14:30	保健センター	○	○

		日 時	場 所	肺・結核	胃・大腸
10 月	1日(月)	8:30~11:00	千代川町自治会	○	○
		13:30~14:30	馬路生涯学習センター	○	○
	3日(水)	8:30~11:00	西つつじヶ丘ふれあいセンター	○	○
		13:30~14:30	保健センター	○	○
	4日(木)	8:30~11:15	東部文化センター(篠町)	○	○
		13:00~14:30		○	○
	5日(金)	8:30~11:15	東部文化センター(篠町)	○	○
		13:00~14:30		○	○
	9日(火)	8:30~11:00	保健センター	○	○
		13:30~14:30	千ヶ畑公民館(畑野町)	○	○
	10日 (水)	8:30~11:15	稗田野生涯学習センター	○	○
		13:00~14:15		○	○
		15:00~16:00	森区公民館(篠町)	○	/
	11日(木)	8:30~11:15	保健センター	○	○
		13:00~14:30		○	○
	12日 (金)	8:30~11:15	保健センター	○	○
13:00~14:30		○		○	
17日(水)	10:00~11:00	亀岡作業所(稗田野町)	○	/	
	13:00~14:00	第二亀岡作業所(宮前町)	○	/	
	14:30~15:30	第三かめおか作業所(保津町)	○	/	
11 月	10日 (土)	8:30~11:15	保健センター	○	○
		13:00~14:30		○	○
11日 (日)	13:00~14:30	市役所	○	○	



高齢者の相談窓口

<総合相談窓口>

亀岡市地域包括支援センター あゆみ 担当地域：東別院町・西別院町・曾我部町・篠町 東つつじヶ丘	亀岡市篠町篠下中筋45番地3 TEL 25-3841 FAX 25-8815
亀岡市地域包括支援センター かめおか 担当地域：亀岡地区（亀岡東部・亀岡中部・亀岡西部）	亀岡市新町15番地 TEL 29-5155 FAX 29-3220
亀岡市地域包括支援センター シミズ 担当地域：吉川町・蔦田野町・大井町・千代川町 西つつじヶ丘・南つつじヶ丘	亀岡市篠町広田2丁目9番13 TEL 22-9336 FAX 25-2184
亀岡市地域包括支援センター 友愛園 担当地域：本梅町・宮前町・畑野町・東本梅町	亀岡市本梅町平松ナベ倉12 TEL 26-0056 FAX 26-5929
亀岡市地域包括支援センター 亀岡園 担当地域：馬路町・旭町・千歳町・河原林町・保津町	亀岡市河原林町河原尻上砂股100 TEL 25-0863 FAX 24-0104

<身近な相談窓口>

第二亀岡園 老人介護支援センター	亀岡市蔦田野町奥条古畑2 TEL 25-2940 FAX 25-9701
ムツミ 老人介護支援センター	亀岡市下矢田町君塚8 TEL 29-0100 FAX 25-0101
ガレリアかめおか 老人介護支援センター	亀岡市余部町樋又61-1 TEL 29-2705 FAX 24-0350

亀岡市役所 健康福祉部 高齢福祉課

介護保険係 25-5182 高齢者係 25-5032

介護認定係 25-5081 いきいき支援係 25-5127

亀岡市保健センター 25-5004

（平成24年7月改訂）